



曙交番



福山東警察署 曙交番 084-953-6424

交番・駐在所の加入電話が 廃止されます！！



来年からは、交番や駐在所
にご要件がある場合にも、
警察署の代表電話番号に
かけてくださいね

令和6年12月31日をもって、県下一部交番・駐在所を除き、交番・駐在所に設置している加入電話が廃止され、令和7年1月1日以降は各警察署の代表電話番号へ統一されることとなりました。

福山東警察署では、全ての交番・駐在所へ設置していた加入電話が廃止となり、福山東警察署の代表電話番号(084-927-0110)へ統一されます。

交番・駐在所へお問合せの際には、福山東警察署の代表電話番号へおかけいただき、自動音声に従ってお問合せ先の番号を選択することで交番・駐在所につながります。

※統一日以降に、交番・駐在所へ電話された場合、約3か月間は「福山東警察署へおかけください」旨の音声アナウンスが流れます。

緊急の事件・事故の場合には迷わず110番通報をお願いします。

飲酒運転の根絶

飲酒運転ダメ・絶対!!

飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です！

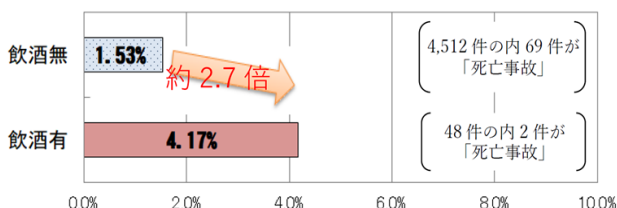
アルコールは少量の摂取でも安全運転に必要な**情報処理能力、注意力、判断力**が低下し、交通事故の危険を高めま

す。また、飲酒運転により発生した事故は飲酒なしの事故と比較して死亡事故となる確率も高くなります。(約2.7倍)

年末にかけて飲酒の機会は増えると思いますが、お酒を飲んだら絶対に運転をしてはいけません!!!



飲酒の有無別死亡事故率(令和5年中)



(令和5年版 広島府の交通統計より一部抜粋)

酒気帯び運転の禁止

【罰則】

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒酔い運転の禁止

【罰則】

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金